

<報道発表資料>

平成27年2月17日

都市計画

「第226回埼玉県都市計画審議会」の審議結果について

平成27年2月17日（火）に開催された第226回埼玉県都市計画審議会の審議結果については、以下のとおりです。

- (1) 議第5086号
原案どおり可決
- (2) 議第5087号
原案どおり可決
- (3) 議第5088号
原案どおり可決
- (4) 議第5089号
原案どおり可決
- (5) 議第5090号
原案どおり可決
- (6) 議第5091号
原案どおり可決
- (7) 議第5092号
原案どおり可決
- (8) 議第5093号
原案どおり可決
- (9) 議第5094号
原案どおり可決
- (10) 議第5095号
意見なし
- (11) 議第5096号
都市計画上支障なし

なお、各議案の概要は、平成27年2月10日（火）発表の県政ニュース「第226回埼玉県都市計画審議会」を開催します を御覧ください。

お問い合わせ先

埼玉県 都市整備部 都市計画課 総務・企画担当 小林、富田
ダイヤルイン 048-830-5335 代表 048-824-2111 内線 5335
E-mail: a5330@pref.saitama.lg.jp

第 2 2 6 回 埼玉県都市計画審議会 案件一覧表

議案番号	議 案 名	市町村	決定・指定権者
5 0 8 6	川越都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	川越市 日高市 川島町	県
5 0 8 7	川越都市計画区域区分の変更について	川越市 日高市 川島町	県
5 0 8 8	富士見都市計画道路の変更について	富士見市 ふじみ野市 三芳町	県
5 0 8 9	東松山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	東松山市 滑川町 嵐山町 吉見町	県
5 0 9 0	東松山都市計画区域区分の変更について	東松山市 滑川町 嵐山町 吉見町	県
5 0 9 1	東松山都市計画道路の変更について	東松山市 滑川町 嵐山町 吉見町	県
5 0 9 2	幸手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	幸手市 宮代町 杉戸町	県
5 0 9 3	幸手都市計画区域区分の変更について	幸手市 宮代町 杉戸町	県
5 0 9 4	幸手都市計画道路の変更について	幸手市 宮代町 杉戸町	県
5 0 9 5	埼玉県景観計画の変更について	杉戸町	県
5 0 9 6	深谷都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について	深谷市	県

※各議案の概要は次のとおりです。

別記

【議案名】

議第5086号 川越都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（県決定）

[議案概要]

川島町三島地区は、首都圏中央連絡自動車道川島インターチェンジからのアクセス性が優れており、新たに産業集積地としての土地利用を図っていく方針とし、産業拠点に位置付ける変更をするものです。

また、この変更に合わせて、所要の数値や表記等の変更をするものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 048-830-5345

【議案名】

議第5087号 川越都市計画区域区分の変更について（県決定）

[議案概要]

川島町三島地区（約6ha）は、土地区画整理事業による計画的な市街地整備の実施が確実となったことから、市街化区域に編入するものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 048-830-5345

【議案名】

議第5088号 富士見都市計画道路の変更について（県決定）

[議案概要]

従来、埼玉県では、駅前広場を県管理の停車場線に接続して設ける場合には、県が都市計画道路の一部として決定していましたが、計画、整備、管理の一元化を

図る目的で、平成24年12月20日に「県管理の停車場線と駅前広場の都市計画の取扱いについて」を定めました。

この方針に基づき、

- ① 3・4・4鶴瀬駅東通線の一部として決定されていた、鶴瀬駅東口駅前交通広場約3,800平方メートルについて、3・4・4鶴瀬駅東通線から分離するものです。
- ② 3・4・40上福岡駅前通線の一部として決定されていた、上福岡駅東口駅前広場約2,000平方メートルについて、3・4・40上福岡駅前通線から分離するものです。

なお、鶴瀬駅東口駅前交通広場及び上福岡駅東口駅前広場については、新たに富士見市決定及びふじみ野市決定の都市計画道路として定めます。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 施設計画担当

直通番号 048-830-5343

【議案名】

議第5089号 東松山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（県決定）

[議案概要]

東松山市藤曲地区は、関越自動車道東松山インターチェンジからのアクセス性が優れており、新たに産業集積地としての土地利用を図っていく方針とし、産業拠点に位置付ける変更をするものです。

また、この変更に合わせて、所要の数値や表記等の変更をするものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 048-830-5345

【議案名】

議第5090号 東松山都市計画区域区分の変更について（県決定）

[議案概要]

東松山市藤曲地区（約8ha）は、土地区画整理事業による計画的な市街地整備の実施が確実となったことから、市街化区域に編入するものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 048-830-5345

【議案名】

議第5091号 東松山都市計画道路の変更について（県決定）

[議案概要]

3・3・2東松山嵐山線、3・3・3東松山鴻巣線及び3・3・4野本高坂通線について、現状の地形を生かした形での交差処理とすることにより、各路線の走行性や安全性が向上することから、交差箇所を平面交差から立体交差へ変更するものです。

3・3・4野本高坂通線について、都市計画決定時の道路構造令が改正となり、現状の道路構造令と整合を図るため、幅員を22.0mから23.5mへ変更するとともに、本路線に接続する3・4・9高坂中央通線の起点を変更するものです。

併せて、車線数が未決定であったため、3・3・2東松山嵐山線ほか3路線の車線数を定めるものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 施設計画担当

直通番号 048-830-5343

【議案名】

議第5092号 幸手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（県決定）

[議案概要]

杉戸町杉戸屏風深輪地区は、首都圏中央連絡自動車道幸手インターチェンジからのアクセス性が優れており、また、既存産業団地に隣接していることから、既存産業団地と一体となった産業集積地としての土地利用を図っていく方針とし、産業拠点に位置付ける変更をするものです。

また、この変更に合わせて、所要の数値や表記等の変更をするものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 048-830-5345

【議案名】

議第5093号 幸手都市計画区域区分の変更について（県決定）

[議案概要]

杉戸町杉戸屏風深輪地区（約24ha）は、埼玉県企業局の開発事業による計画的な市街地整備の実施が確実にになったことから、市街化区域に編入するものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 048-830-5345

【議案名】

議第5094号 幸手都市計画道路の変更について（県決定）

[議案概要]

本路線は、国道4号バイパスから深輪産業団地の中央部を経由する幹線街路として都市計画決定されました。

本路線の起点部において接続する、国道4号バイパスでの暫定2車線から4車線化への供用開始に向け、交通状況を考慮し交差処理方法を再精査した結果、当初想定していた本路線と国道4号バイパスの側道部の交差点について、構造が一部変更となりました。

このため、今回の構造変更との整合を図るため、本路線の隅切り部分を変更す

るものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 施設計画担当

直通番号 048-830-5343

【議案名】

議第5095号 埼玉県景観計画の変更について

[議案概要]

平成25年1月30日に「杉戸屏風地区」が先導モデル地区に位置付けられ、現在、産業団地の整備に向け都市計画等の手続きが進められています。

これに伴い、同地区周辺において、資材置場などによる乱開発を抑止し、地域の景観に調和した建築物等を誘導するため、杉戸町の用途地域の定めのない区域を特定課題対応区域（圏央道沿線区域）に変更し、当該区域の届出対象行為を変更するものです。

1 変更対象区域

杉戸町の用途地域が定められていない区域

2 変更内容（届出対象行為）

建築物：高さ15mを超えるもの又は建築面積1000㎡を超えるもの

→建築面積200㎡を超えるもの（一戸建て専用住宅を除く）

工作物：高さ15mを超えるもの →高さ10mを超えるもの

物件の堆積：届出の必要なし

→土地の面積が500㎡を超えるもの又は堆積高さ1.5mを超えるもの

3 経過

・住民説明会：H26.10.24

・杉戸町長への意見照会：H26.11.19 →意見なし

[問い合わせ先]

都市整備部 田園都市づくり課 景観・屋外広告物担当

直通番号 048-830-5367

【議案名】

議第5096号 深谷都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

[議案概要]

産業廃棄物処理施設の敷地の位置が、都市計画上支障がないかを建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、埼玉県都市計画審議会に付議するものです。

- 1 敷地の位置 深谷市折之口字稜威ヶ原 1970 番 5、1977 番、1978 番 1、1978 番 2、1979 番 1、1979 番 2
- 2 敷地面積 4,969.52 m²
- 3 用途地域 工業専用地域
- 4 処理施設
 - ・破砕施設① 廃プラスチック類 133.56 t/日
木くず 202.90 t/日
がれき類 263.57 t/日
 - ・破砕施設② 廃プラスチック類 124.18 t/日
木くず 195.15 t/日
がれき類 262.54 t/日
 - ・破砕施設③ 廃プラスチック類 519.12 t/日
木くず 571.20 t/日
がれき類 658.56 t/日
 - ・油水分離施設① 廃油 72.0 m³/日
 - ・油水分離施設② 廃油 72.0 m³/日

[問い合わせ先]

都市整備部 建築安全課 建築指導担当
直通番号 048-830-5519